

## 会 議 錄

公開・非公開 の別	【開催日】平成 25 年 5 月 24 日（金） 【時 間】15 時 00 分～17 時 00 分 【場 所】岸和田市役所新館 4 階 第 1 委員会室	【傍聴人数】1 【傍聴室】 岸和田市役所新館 4 階 第 1 委員会室
公開		

### 【名称】平成 25 年度第 2 回岸和田市指定管理者審査委員会

#### 【出席者】

○は出席、■は欠席

中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○

《事務局》企画調整部：西川部長

行政改革課：春木課長、池内担当主幹、小田主査、藤原

《説明員》建設部：西川部長

公園街路課：山本課長、岩根参事、小亀担当長

スポーツ振興課：元廣課長、有留主査

#### 【議題等】

1. 募集の概要と審査委の基準の審議
  - (1) 公募、非公募の報告
  - (2) 「総合体育館及び中央公園」説明及び質疑
  - (3) 「中央公園以外の都市公園及び児童遊園」説明及び質疑
2. その他
  - (1) 今後の予定について

#### 【会議録概要】

- 過半数委員の出席により、委員会は成立。
- 事務局説明：「総合体育館及び中央公園」は一括で公募、「中央公園以外の都市公園及び児童遊園」も一括で公募として進める。

——「総合体育館及び中央公園」について——

（公園街路課・スポーツ振興課が施設概要等を説明）

以下質疑。

委員：指定管理者のノウハウを活用するとあるが、指定管理者制度を導入して何か変わったことはあるか。

説明員：平成 18 年の指定管理者制度導入以前から、管理委託として現指定管理者が管理を続けている。

委員：指定管理者になったといつても、以前から同じ事業者が管理をしているので、あまり変化

がないのではないか。

説明員：総合体育館では、現指定管理者によって、スポーツの専門職員をプロパーとして雇用し、中央公園のスポーツ施設も含めて、専門能力を発揮してもらっている。

委員：自主事業の実施の部分での専門ノウハウの活用になっているということか。

説明員：そうだ。

委員：利用料金制を採用するとしたのはなぜか。

説明員：民間の経営努力を発揮させることや、民間の申請者を多く募るということを考えてのことだ。

委員：一般的な傾向として、公園等でも利用料金制の導入が広がっているのか。

説明員：そのように認識している。

委員：市の使用料収入は、指定管理者に支払われるということで減ってしまうが、トータルとしてみれば、コスト削減につながるということか。

説明員：指定管理者に対してインセンティブを働かせることも考えてのことだ。

説明員：中央公園に関しての変化としては、昨今公園内でバーベキューを実施する方が多いのだが、区域を限定してバーベキューの実施を可能としている。

委員：駐車場は、指定管理の対象外なのか。

説明員：対象外だ。駐車場を含む中央公園の土地は、大阪府所有の土地で、現在は無償貸与を受けている。大阪府側の決まりとして、駐車場収入を市の収入としないことが条件となっているため、利用料金制等を採用せず、自主事業として管理をさせている。利益が出た分については、中央公園の維持管理に充てるなどを条件として大阪府と打ち合わせている。そのため、駐車場については利用料金制等を採用できないので指定管理対象外としている。

委員：駐車場の管理運営も指定管理者に行わせるということか。

説明員：指定管理者が決まれば、その事業者に自主事業として管理させる。

委員：総合体育館の旧附属食堂も同様か。

説明員：そうだ。旧附属食堂は、総合体育館施設内（指定管理の対象）にあるものだ。

委員：都市公園法 5 条の許可を受けた施設とはどれか。

説明員：尋常小学校、ゲートボール場、それから、駐車場についても設備に関して 5 条許可を与えている。

委員：中央公園駐車場の収入はどこに入るのか。

説明員：市と指定管理者で、あらかじめ公園の維持管理に充てるべき一定額を定めておき、それを上回った額については指定管理者で収入することとしている。

委員：現在も同じ契約か。

説明員：現在は、現在の指定管理者は財団法人であるため、当該指定管理事業（自主事業含む）は公益事業に付随する事業と位置づけ、駐車場収入が対応経費を上回った場合には、公益事業である公園の維持管理事業に充てられるものとの認識である。今後は、民間事業者となれば、同様の手法は取れないので、用途を限定したいと考えている。

委員：駐車場については府の用地なので、今回の指定管理では堂々と募集することはできない。自主事業で提案をしてもらって、手をあげる方からすれば含めた受け方になるのか。駐車場や体育館についての提案がない提案書は認めないとということか。

説明員：駐車場については、自主事業として今回の指定管理者には管理をしてもらうが、それは募集概要に記載する予定だ。

委員：駐車場についての自主事業としての提案がない事業者は認めないとということか。

説明員：そうだ。

委員：ゲートボール場についてはどういう扱いか。

説明員：ゲートボール場は、市の公の施設ではなく、財団の所有物だ。

委員：一括で公募することだが、これまでも、現指定管理者によって、中央公園も総合体育館も管理されているが、実際上、今後はどのように変化が出るのか。

説明員：これまで、関係する全ての施設で偶然同じ指定管理者が選定されていただけで、可能性としては、別の指定管理者がそれぞれを管理することも考えられた。そうなると利便性にも影響があるので、より一層の利便性向上や事務効率化を図ることを目的としている。

説明員：中央公園の中に駐車場がある。総合体育館だけが別の管理者となると、総合体育館の行事についての情報等が入りづらくなり、駐車場利用についても不具合が出る可能性もあることを懸念したことだ。

委員：施設概要については、この内容でよろしいか。

——異議なし——

委員：募集概要については、いかがか。

委員：中央公園は、広域避難場所になっているとのことだが、総合体育館の位置づけがわからぬ。避難所の運営までを任せるとか、あるいは、いざというときは市職員が担うのか、どの程度の体制を考えているのか。

説明員：市の避難場所なので、市職員との協力を求めることがある。

委員：「迅速かつ的確な体制を確立する」とあるが、例えば、広域避難場所の運営が可能な体制となれば大規模となる。実際はどの程度か。通常体制プラスアルファ程度で構わないのか。この表現では申請者を迷わせると思う。

説明員：現在の考えでは、通常体制プラスアルファ程度だと考えているが、仕様書には、ある程度詳しく記載する考えだ。

委員：詳細がわかるようにすべきだ。危機管理担当部署とも打ち合わせをし、仕様書を見た側が迷わないようにしてほしい。

委員：重大災害の場合は、指定管理者の責任に負うべきものではなく、防災本部等市が整えていくリスクマネジメントの体制に従うように指示すべきだ。防災訓練に参加すること等、もっと具体的に指示してはどうか。指定管理者は、場合によっては、市長の指揮命令系統に入るべき組織だ。それから、中央公園駐車場についての記載と、指定管理対象外の施設についての記載は、これでは申請者側にはわかりにくい。具体的に記載してはどうか。募集

要項を見ただけで、応募するか否かを判断できるようにする必要がある。ここでいう、駐車場については、管理運営委託となるのか。

説明員：設置許可を与えて、指定管理者に運営させる。

委員：委任なのか。

委員：自主事業ではないのか。

委員：自主事業として提案させるのではないのか。

委員：そのあたり明確にしておくように。

委員：事業採算的に良いのか悪いのかわかりにくい。金額の決め方についても、上限などは決まっているのか。任せるのであれば、上限はないのか。

説明員：上限額については市で決める。

委員：ゲート等の駐車場設備の設置許可を与えるのか。

説明員：そうだ。現在のものは、現指定管理者が設備業者と契約し設置したものだ。次の指定管理者が現指定管理者と異なった場合は、これら設備については、そのまま引き継ぐのか、撤去するのかは協議となる。

委員：駐車場底地の所有権はどこか。

説明員：大阪府だ。岸和田市が（公園管理者として）維持管理している。

委員：借地か。

説明員：そうだ。無料の使用貸借だ。

委員：現指定管理者が設備投資を行い、ゲートを作っているということだ。現指定管理者は何の権限に基づいて実施しているのか。委託か。

説明員：現指定管理者から駐車場を運営している事業者には委託だ。

委員：そうではなく、市と財団の関係だ。

説明員：市が現指定管理者に設置許可を与えている。

説明員：都市公園法第5条（公園管理者以外の設置行為等）を読む。第2条の3の規定により都市公園を管理する者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。施設を設け、又は施設を管理しようとするときは、申請書を管理者に提出して許可を受けなければならない。

委員：駐車場として整備し、運営するとなると都市公園法第5条の許可が必要となるということか。

説明員：そうだ。

委員：地方自治法上の公の施設には当たらないということか。

説明員：利用料金を市が直接収入することができない。

委員：単に、府の土地だと言い切ってしまうのが良いのではないか。「岸和田市の権限の及ぶところではない公の施設」という理解だ。しかし、（市の所有施設である）尋常小学校や（財団

の所有施設である) ゲートボール場についても、指定管理の対象外施設だということ。駐車場の仕組みについては、もっと丁寧に説明してあげる必要があるのではないか。申請者としては、その分の管理コストも考える必要がある。

説明員：整理する。

委員：これにて、募集の概要についてもよろしいか。

——異議なし——

委員：続いて審査基準について。

説明員：価格評価の配点について、どの施設も 10 点程度か。利用料金制を採用する施設なので、例えば 15 点程度でも良いのではないか。

委員：イー10 の「催事の安全な開催への協力の手法は適切か」にある、協力の手法とはどういったものかということと、さきほども指摘したが、危機管理体制がどの程度のものかはわかるようにしてほしい。

委員：価格評価について、利用料金制を採用することから、現状のものより 5 点ほど増やしてはどうかとの提案についてはどう思うか。

委員：配点を増やすのが良いと思う。

委員：審査基準についても、配点の変更を求めるものの、それ以外は承認でよろしいか。

——異議なし——

#### ——「中央公園以外の都市公園及び児童遊園」について——

(公園街路課が施設概要等説明)

以下質疑。

委員：有料施設について具体的に教えて欲しい。

説明員：浜工業公園のグラウンド、サッカー場、テニスコート、管理棟の中の施設と、南公園の小体育館だ。

委員：未供用管理地とは何か。

説明員：公園に隣接した、未開設の用地のことだ。

委員：浜工業公園の駐車場は指定管理の対象外か？

説明員：指定管理の対象内だ。

委員：その他の未供用管理地や指定管理対象外施設について、具体的に列挙すべきだ。

委員：計 300 ヶ所を一括で公募するということか。以前は一部非公募だったように思う。

説明員：以前は、都市公園の一部、児童遊園の一部の 57 ヶ所を公募していたが、偶然同じ指定管理者が選定され、一括で管理しているが、今回は当初よりその全てを公募とし、一括管理を目指す。

説明員：ちなみに、非公募としていた公園は、地元町会に委託していた公園だ。

委員：それらは全て解除するのか。

説明員：引き続き協力するようにと記載する。

委員：一括公募に応じられなければ、地元町会の管理者は撤退となるのか。コミュニティ管理という政策効果はなかったのか。

説明員：公募と非公募に分けている中で、基準には合っていない。

委員：町会にお願いしたときにお金は発生しているのか。

説明員：現指定管理者が管理委託をしていた。

委員：今回はそれを全てやめて、とにかく指定管理者にということか。

説明員：これまで、管理の一部、日常管理的な部分を委託していた。

委員：これまで、非公募で緑化協会が受託していたものがあり、そこから、町会へ管理料を支払っていたということか。

委員：では、協会を通さず、ダイレクトで町会が管理していたということはないのか。

説明員：それはない。

委員：つまり、協会が町会に委託をかけていたということ。

説明員：町会からすれば同じことだ。

委員：個人的な感覚としては、募集概要のP.2の3. 2)、⑦は、もっと上にある方が良いのではないか。それから、確認だが、募集概要P.3の4. の1)にある「市の主催により使用する場合は全額免除」について、市の主催のみか。共催や後援などは関係ないのか。それから、だいたい何件くらいあるのか。

説明員：浜工業公園で48件、南公園で260件だ。南公園は、地区の体育館として、また、社会教育的なものとして建てられたもので、校区の承認を得たものは減免としている。

委員：今回、市主催のものは減免だが、共催や後援のものは全額ではなく、一部割引などで対応しても良いと考えているということか。

説明員：今までどおりすべて減免と考えている。

委員：それでは、市主催のみとは言えない。主催、共催、後援にかかるものは減免となる。地域コミュニティ主催事業についても減免しているのなら、市主催と記載すると誤解を招く。

説明員：表現を変えることにする。

委員：責任等分担表は、募集の際には添付されるのか。

説明員：そうだ。

委員：基本方針の部分で、「地域に密着した公園として地域コミュニティの醸成」が図られるべきだとあることからも、市主催に限っての減免ではまずいのではないかとつながる。そういった政策姿勢などが出るような表現が求められる。では、募集概要についてはこれでよろしいか。

——異議なし——

委員：次に審査基準について議論する。

委員：利用料金制との関係では、価格評価の配点が気になるが、そもそも利用料金制によるインセンティブが働きにくいようにも思うので、10点程度で良いと思う。

説明員：浜工業公園では、スポーツ施設があるので500万円程度、南公園では、減免が多いも

のの 40 万円程度の収入がある。

委員：審査基準についてはこれでよろしいか。

——異議なし——

委員：これをもって、「中央公園以外の都市公園及び児童遊園」については、全体的に承認ということでおよろしいか。

——異議なし——

委員：続いて次第の 2 番、今後のことについて、事務局から説明をお願いする。

事務局：第 1 回審査委員会と第 2 回審査委員会で審議いただいた平成 26 年度以降の新指定管理者候補者の選定に関するスケジュールについて、この後、各施設所管課で募集要項を作成し、6 月議会で報告する。その後 7 月のおよそ一月間で公募を実施、公募の後、10 月頃に審査委員会を開催していただき、申請者によるプレゼンテーションの審査を経て指定管理者候補者を選定していただく予定だ。候補者選定後、12 月議会で審議の後、可決されれば指定管理者として決定となる。次に、昨年度のモニタリング結果に関する審査委員会のスケジュールについて、8 月 1 日（木）の 10 時から 12 時と 8 月 12 日（月）の 10 時から 12 時で審査委員会を予定している。本市指定管理者制度導入施設 20 施設において、昨年度の管理運営実績について審議していただく予定だ。

委員：次回は、モニタリングについて審議するが、20 施設と多数である。審査方法について意見等あるか。

委員：10 件ずつを 2 日に分けるか。

委員：10 件ずつで分割するしかない。

委員：均等に審議するのは無理があるので、例えば重要度などで ABC などランク分けするなどしてはどうか。

委員：類似施設などは一括で審議できるのではないか。

委員：各委員の得意分野で目利きをしてもらいたい。経済性、効率性、政策有効性から見るのが責任だと思う。2 日で 10 件ずつということで進める。

委員：資料は事前に読んできているので、説明に際しては、かいづまんだもので良いと感じた。

委員：今年度の指定管理料を知りたかった。

委員：本日の修正事項は、念のため、各委員に議事録とともに送付してほしい。他に質問などないようなので、閉会する。